

議案第47号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年6月13日

三朝町長 吉田 秀光

平成15年6月19日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

(三朝町特別医療費助成条例の一部改正)

第1条 三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(助成)</p> <p>第3条 町は医療費受給者の医療又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、<u>所得が低額であることその他の事情を</u><u>しん酌して規則で定める者以外の者が</u><u>病院又は診療所（以下「病院等」という。）</u><u>に入院している場合</u><u>にあっては、入院時の食事療養に係る費用を除くものとする。</u>以下「医療費」という。）について助成するものとする。</p> <p>2～9 略</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 町は医療費受給者の医療又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除した額。以下「医療費」という。）について助成するものとする。</p> <p>2～9 略</p>

<p>第4条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院等、老人訪問介護ステーション若しくは訪問看護ステーション(別表第1号及び第2号に掲げる者が療養を受けた場合に限る。)又は薬局(以下「医療機関等」という。)に支払うことによつて行ふ。</p> <p>2～3 略</p>	<p>第4条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院又は診療所(以下「病院等」という。)、老人訪問介護ステーション若しくは訪問看護ステーション(別表第1号及び第2号に掲げる者が療養を受けた場合に限る。)又は薬局(以下「医療機関等」という。)に支払うことによつて行ふ。</p> <p>2～3 略</p>
--	---

第2条 三朝町特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>3 この条例において「被保険者等」とは社会保険各法の被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者(これらの者であった者を含む。以下同じ。)又は社会保険各法以外の法令(介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく命令を除く。)の規定により医療費を負担する患者若しくはその配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者をいう。</p> <p>(助成)</p> <p>第3条 町は医療費受給者の医療又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令(介護保険法及びこれに基づく命令を除く。)の規定により被保険者等が負担することとなる費用(社会保険各法に規定する附加給付金として支給</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 介護保険法(平成9年法律第123号)</p> <p>3 この条例において「被保険者等」とは社会保険各法の被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者(これらの者であった者を含む。以下同じ。)又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費を負担する患者若しくはその配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者をいう。</p> <p>(助成)</p> <p>第3条 町は医療費受給者の医療又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用(社会保険各法に規定する附加給付金として支給されるときは、当該給付金</p>

される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院している場合にあつては、入院時の食事療養に係る費用を除くものとする。以下「医療費」という。）について助成するものとする。

2～9 略

の額に相当する額を控除するものとし、所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院している場合にあつては、入院時の食事療養に係る費用を除くものとする。以下「医療費」という。）について助成するものとする。

2～9 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 項の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の三朝町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の三朝町特別医療費助成条例の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。